

小規模事業者等デジタル化促進費補助金交付要綱

（補助金の交付）

第1条 知事は、小規模事業者等のデジタル導入を促進するため、徳島県内の小規模事業者等が金融機関の支援を受けながら新たに行うSaaSサービスの導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

（1）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者並びに個人事業者であること。ただし、次のいずれかに該当する中小企業者は除く。

ア 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること。

イ 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有していること。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること。

（2）徳島県内に本店の登記を行っている法人又は住民登録を行っている個人事業主であること。

（補助事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金交付申請書等）

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（1）補助事業計画書（別紙1）

（2）経費明細表及び資金調達内訳表（別紙2）

（3）宣誓書（別紙3）

（4）その他附属書類

3 規則第3条の知事が定める期日は、別に定める。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

（1）補助金の交付の申請をした者（交付決定後に、消費税法における納税義務者になった者に限る。）は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に

係る消費税等仕入控除税額が確定した場合、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第2号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

（2）知事は、前号の報告があった場合、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（3）補助金の交付の申請をした者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、取得財産等管理台帳（様式第3号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

（軽微な変更）

第6条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の区分ごとに配分された額について、その20パーセント以内の金額の変更をしようとする場合をいう。

2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる場合をいう。

（1）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（2）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（変更の承認の申請等）

第7条 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第3号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、補助事業遅延等報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、知事の求めに応じて補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第7号）を作成し、知事が定める日までに提出しなければならない。

（実績報告書等）

第9条 規則第11条の実績報告書は、様式第8号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（1）補助事業実績書（別紙1）

（2）経費明細表及び資金調達内訳表（別紙2）

（3）その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の2月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の請求）

第 10 条 規則第 12 条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第 9 号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第 11 条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第 12 条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に規則第 6 条の規定による通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（成果の発表）

第 13 条 知事は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができる。

（証拠書類等の保管）

第 14 条 規則第 16 条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

（財産処分の制限）

第 15 条 規則第 17 条の規定による知事の承認を受けようとする者は、取得財産等の処分承認申請書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

2 規則第 17 条第 2 号及び第 3 号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格単価 20 万円以上のものとする。

3 規則第 17 条の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が定める期間）とする。

4 知事は、規則第 17 条の承認をする場合、当該取得財産等が前項に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（交付決定の取消し等）

第 16 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は既に交付した本補助金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

（1）この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。

（2）偽りその他不正な手段により本補助金の交付を受けたとき。

（3）第 7 条の規定により補助事業の中止の届出があったとき。

（4）本補助金の使途が暴力団等の利益になると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるとき。

附 則

この要綱は、令和6年3月11日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
効率化・省力化等の生産性の向上に繋がるオンライン対応強化に係る事業であり、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものであること。 (1) 徳島県内に本店を設置する金融機関の支援を受けながら取り組むこと (2) SaaSサービスの導入であり、導入効果を継続的にもたらしものであること (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めるところにより実施される事業であること	SaaSサービス導入に係る初期経費	補助対象経費の2分の1以内
補助額		
1事業当たり、200千円以内		

備考

- (1) この表に掲げる経費であっても、過剰と見なされるもの、将来用、兼用及び予備用のもの並びに補助対象事業以外において使用することを目的としたものに係る経費は補助対象としない。
- (2) 補助対象経費は、当該補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。ただし、消費税法における納税義務者とならない事業者及び簡易課税事業者については、この限りでない。